「使用料等の減免の判断基準」（案）

資料４

区分	項目	利用内容	補足説明	減免の判断	空調・夜間照明料※
免除	（1）－ ①	町及び教育委員会が主催又は共催等するとき。		町及び教育委員会の主催事業は公益的活動であるため免除とする（規則に規定）。また、特に公益性が高いと認め、町及び教育委員会が共催事業としたものも同等の扱いとする。利用申請の際は、町の各課を通して行う。	免除
	（1）－ ②	町議会が主催行事に使用するとき。	町議会主催の研修会、町政報告会等で使用するとき。	公益的活動であるため免除とする。	免除
	（1）－ ③	行政委員会、法令等に基づき町が設置する付属機関、審議会、実行委員会、行政嘱託区等が主催し、本来の任務である行政施策・事務事業を遂行するために施設を使用するとき。	行政嘱託区が使用する場合は、嘱託区全体行事のみ対象とする。	公共団体が設置しているもので、公益的活動とみなし免除とする。	免除
	（1）－ ④	町立の幼稚園、保育所、小中学校が授業及び主催する研修会等で、教育目的の行事に使用するとき。	全校規模の行事を対象とし、学年、クラス単位の行事を除く。	教育的な見地から免除とする（規則に規定）。利用申請の際は、各学校を通して行う。	免除
	（1）－ ⑤	災害その他の緊急事態発生のため、応急施設として臨時に使用させるとき。			免除
	（1）－ ⑥	町内の中学校部活動及び、スポーツ少年団等（小学校部活動受入団体等）の活動の一環として使用するとき。	町外参加者を含む部活動、少年団合同練習・試合については、対象外とする。	教育的な見地から免除とする（規則に規定）。利用申請の際は、各部活動担当職員及び少年団代表者が行う。	減免なし
	（1）－ ⑦	指定管理者等に管理の業務を行わせている施設においては、当該指定管理者が実施する自主事業で使用するとき。	指定管理等の業務を行っている、施設を対象とする。	協定等の内容に沿って実施される内容の事業であるため、免除とする。	免除
５０％減額	（2）－ ①	非営利の団体が、町民活動を活発にするために企画、実施する「講座、講習会、発表会、スポーツ・レクリェーション大会」などで、その内容が広く町民福祉等の向上に寄与すると認められるとき。	NPO法人を含む非営利団体による全町民を対象とした公益性の高い事業、総合型地域スポーツクラブによる目的に合った使用など。	参加者からの受講料等徴収の有無にかかわらず、広く住民福祉等の向上に寄与すると認められ、支援が必要と判断される場合に限る。	減免なし
	（2）－ ②	町内の公益的団体及び益城町と協定等により協力体制を構築している団体が、施設を使用するとき。	協定を締結している団体の使用料は町内料金とする。 ※練習のみとし、大会（興行等）については対象としない。	町内の公益的団体が行う活動で、地域社会を支え、社会貢献度が大きいと判断される場合や、協定等の締結が成されている団体に限る。	減免なし
	（2）－ ③	益城町を構成町とする上益城郡内の公益的団体が、町民活動を活発にするために企画、実施する「講座、講習会、発表会、スポーツ・レクリェーション大会」などで、その内容が広く町民福祉等の向上に寄与すると認められるとき。	上益城郡体育協会、上益城郡中体連等による、町民を含む広域の対象者に対した、公益性の高い事業を対象とする。	各構成町村等による負担金で運営される公益的団体が行う活動で、地域社会を支え、社会貢献度が大きいと判断される場合に限る。	減免なし
	（2）－ ④	益城町内に通勤及び通学する個人及び団体が利用するとき。	使用料は町内料金とする。	利用申請の際は、町内への通勤通学が証明できる物を提示し申請する。	減免なし
減免なし	（3）－ ①	区の町民や特定地域の町民に限定したもの		原則として、どの地域に居住する町民であっても平等に機会が得られるようにするため、居住地を要件とした減免はしないものとする。	減免なし
	（3）－ ②	公益的団体のうち、利用形態が一部の利益にとどまり、他の町民への影響（公益性）が見いだせないもの。		公益的団体を構成する下部団体の部員、会員のみを対象としたものは減免しない。	減免なし
	（3）－ ③	土地改良区、農協、商工会、ＮＰＯ法人等が利用するとき。		それぞれ自立した団体であり、自らの団体の活動のために使用するものであるから、減免はしない。	減免なし
	（3）－ ④	趣味等を目的とした、個人及び団体が利用するとき。		趣味等を目的とした、個人及び団体が利用する場合は減免しない。	減免なし
	（3）－ ⑤	指定管理者に管理の業務を行わせている施設においては、当該指定管理者が、自社に関連した行事等を目的として施設を使用するとき。	基本協定書第４条（事業の内容）に定める以外の事業（指定管理施設に関係しない会議や、社内大会等のイベント等、自主事業とは判断できない事業）については、減免しないものとする。	指定管理者の自主事業として行う事業ではなく、自社の職員及び関係者等を対象としたものは減免しない。	減免なし

※ただし空調設備については、コインタイマー式のものは各団体の負担とする。